

# 森林の伐採には届出が必要です

平成24年4月から制度が変わりました

詳しくは、森林の伐採を行う土地がある市役所・町役場や、栃木県県北環境森林事務所までお問い合わせください。



ルールを守ってね

## Q 届出が必要なわけは？

### A 市町村森林整備計画に従った適切な施業を確保するため

森林はあなたの財産であるだけでなく、さまざまな働きを通じて私たちの暮らしを支える公共財でもあります。市町村森林整備計画に従った適切な施業を行うことで、地域の期待にも応えられる健全で豊かな森林をつくることが求められています。

伐採及び伐採後の造林の届出制度は、森林の伐採や伐採後の造林が市町村森林整備計画に従って適切に行われるよう、届出をしていただくものです。

## Q どんな森林が対象？

### A 保安林（※）などを除く民有林

届出の対象となる森林は、保安林と保安施設地区を除く民有林（地域森林計画の対象森林）です。

※保安林内において指定施業要件の範囲内で伐採を行う場合は、別途市町村に許可または届出が必要になります。

## Q だれが届け出るの？

### A 森林所有者や立木を買い受けたもの

届出が必要なのは、森林所有者や立木を買い受けて伐採を行う者です。

#### ① 森林所有者

森林所有者が自分で、あるいは他者に請け負わせて伐採する場合は、森林所有者が届け出ます。

#### ② 森林所有者と立木買い受け者（連名）

伐採業者など森林所有者から立木を買い受けて伐採するなど、伐採する者と伐採後に造林する者が異なる場合は、届出をする際にあらかじめ造林の計画について話し合い、連名で届け出る必要があります。

## Q どんなときでも届出は必要？

### A 原則として事前の届出が必要

森林（竹林を除く）を伐採する場合は、原則として事前の届出が必要です。ただし、林地開発の許可を受けた森林を伐採する場合など、届出の必要がない場合もあります。森林経営計画に基づいた伐採の場合には、事後の届出が必要です。

**Q 届出の時期は？**

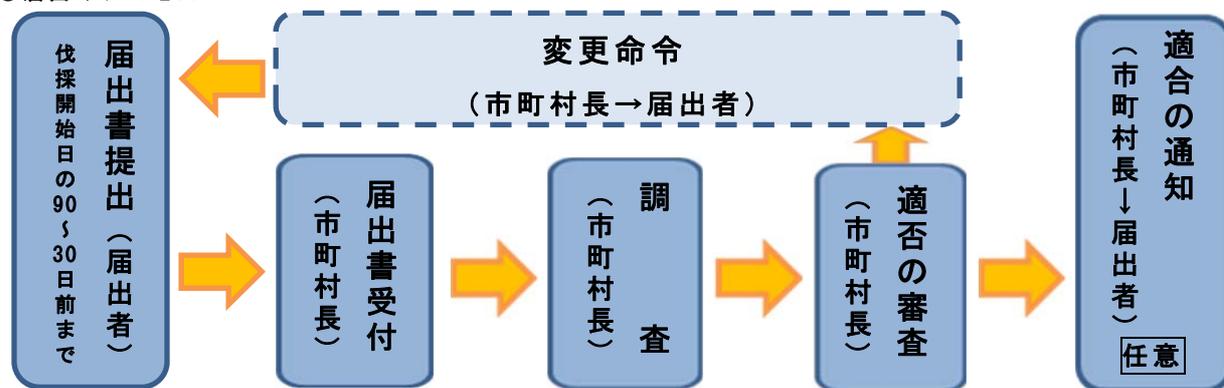
**A 伐採を始める日の90日から30日前まで**

**Q 届出先は？**

**A 伐採する森林が所在する市町村の長**

当該市町村役場の林務担当窓口へ届け出てください。

○届出のプロセス



**Q 届出をしない場合は？**

**A 罰則があります。また、伐採の中止・造林命令の対象となります**

無届の場合には**罰則**（100万円以下の罰金）があります。

また、無届による伐採を行い、災害を発生させる恐れがある場合は、伐採の中止命令や造林命令の対象となり、これらの命令に従わない場合にも、**罰則**（100万円以下の罰金）があります。

**Q 伐採及び伐採後の造林の計画の変更・遵守命令って？**

**A 伐採計画などが市町村森林整備計画に適合しないときなどに出される命令のこと**

届出の内容が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合、あるいは届け出た計画に従って伐採や造林を行っていないと認められる場合に、市町村長は届け出た者に対し計画の変更や遵守を命じる場合があります。これらの命令に従わない場合は、**罰則**（100万円以下の罰金）があります。

**【県北地区における森林の伐採及び伐採後の造林届出制度に関する相談窓口】**

県・市町	窓口先	所在地	電話番号	備考
大田原市	産業文化部農林整備課	大田原市本町1-4-1	0287 (23) 8126	相談の際は、事前に来課時間等をお知らせください。
那須塩原市	産業観光部農林整備課	那須塩原市共墾社108-2	0287 (62) 7148	
那須烏山市	農政課	那須烏山市中央1-1-1	0287 (83) 1231	
那須町	農林振興課	那須町寺子丙3-13	0287 (72) 6913	
那珂川町	農林振興課	那珂川町馬頭409	0287 (92) 1113	
県北環境森林事務所	森林部林業経営課	大田原市中央1-9-9	0287 (23) 6365	